

平成28年7月1日
施行

改正 平成29年4月1日
令和元年5月1日

平成29年5月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、学習院大学（以下「本学」という。）へ入学を希望する学業成績及び人物ともに優秀で、経済的支援が必要な者に対して、入学後、有意義な学生生活を送り、本学学生の良き模範となって活躍することを支援するために給付する奨学金について必要な事項を定める。

（申請資格）

第2条 有資格者は、首都圏1都3県（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県）以外の高等学校等（中等教育学校の後期課程を含み、通信制課程を除く。）を卒業した者又は申請する年度の3月末日までに卒業見込みの者のうち、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 本学学部一般入学試験に出願する日本国籍を有する者、永住者、定住者又は日本人（永住者）の配偶者若しくは子である者であること。
- 二 高等学校等において、卒業した者の場合は第1年次から第3年次まで、卒業見込みの者の場合は第1年次から第3年次第1学期又は前期までの全体の評定平均値が3.5以上であること。
- 三 前年度の世帯収入が、別に定める収入基準額以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、学習院桜友会ふるさと給付奨学金に申請する者は、本奨学金の申請をすることができない。

（申請）

第3条 奨学金を申請する者は、別に定める期間に、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 申請書
- 二 調査書
- 三 所得証明書

（給付候補者の選考と決定）

第4条 給付候補者の選考は、前条に定める書類を提出した有資格者の中から学生委員会において選考の上決定する。

（給付候補者数の上限）

第5条 給付候補者の人数は、100名を超えないものとする。

（給付金額と給付期間）

第6条 奨学金の給付額は100万円とし、入学年度に限り給付する。

（選考結果の通知）

第7条 給付候補者の選考結果の通知は、申請者全員に対し、別に定める期日までに郵送で行う。

（奨学生の決定）

第8条 給付候補者のうち、一般入学試験に合格して本学に入学し、別に定める所定の手続きを行ったものを奨学生とする。

（給付時期及び給付方法）

第9条 奨学金の給付時期は、6月末日及び10月末日とし、それぞれ半額ずつを奨学生が指定する銀行口座に振り込むことにより給付する。なお、当該日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日に給付する。

（奨学生の資格取消）

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

- 一 大学学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合
- 二 退学又は休学（留学のための休学を除く。）した場合

三 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合

四 その他奨学生として不適格と認められた場合

(他の奨学金との関係)

第11条 この細則に基づく奨学生が、学習院大学新入学生特別給付奨学金に出願することはできない。

ただし、学内外の他の奨学生を兼ねることを妨げない。

(担当部署)

第12条 この細則に関する事務は、学生センター学生課が担当する。

(改正)

第13条 この細則の改正は、学生委員会の発議に基づき、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。